

第4期 第1回豊島区子どもの権利委員会

日時：令和6年5月30日（木）10時00分～12時00分

会場：豊島区役所本庁舎9階 第一委員会室

- 1 開会
- 2 区長挨拶
- 3 委嘱状交付及び委員紹介
- 4 会長・副会長の選任
- 5 諮問
- 6 議事
 - (1) 豊島区子どもの権利委員会の位置づけについて
 - (2) 第4期豊島区子どもの権利委員会の運営について
 - (3) 「子どもの権利」について（講義）
 - (4) 子どもの権利に関連する区取組について
 - (5) 子どもの権利普及・啓発等の取組について
 - (6) 「子ども・若者総合計画（令和7～11年度）」の施策の体系（案）について
- 7 閉会

【配布資料】

- | | |
|-----|-------------------------------------|
| 資料1 | 委員名簿 |
| 資料2 | 諮問書 |
| 資料3 | 豊島区子どもの権利委員会の位置づけについて |
| 資料4 | 第4期豊島区子どもの権利委員会の運営について |
| 資料5 | 豊島区子ども・若者総合計画改定スケジュール |
| 資料6 | 子どもの権利に関連する区取組について |
| 資料7 | 子どもの権利普及・啓発等の取組について |
| 資料8 | 「子ども・若者総合計画（令和7～11年度）」の施策の体系（案）について |

- | | |
|------|----------------------------|
| 参考資料 | 豊島区子ども・若者総合計画（令和2～6年度） |
| 参考資料 | 豊島区子ども・若者の実態・意識に関する調査結果報告書 |
| 参考資料 | 豊島区子どもの権利に関する条例 一般用パンフレット |
| 参考資料 | 豊島区子どもの権利に関する条例 マンガ版パンフレット |
| 参考資料 | 豊島区子どもの権利に関する条例 学習用パンフレット |
| 参考資料 | 「としま子どもの権利相談室」周知用リーフレット |
| 参考資料 | 「としま子どもの権利相談室」周知用カード |

資料1	令和6年5月30日
	第4期第1回 豊島区子どもの権利委員会

第4期豊島区子どもの権利委員会 委員名簿

令和6年4月1日時点

選出区分・団体等	氏名	備考
学識経験者	森田 明美	東洋大学 名誉教授
	内田 塔子	子どもの権利条約総合研究所 事務局長
民生委員児童委員協議会	高田 慶子	長崎第一地区民生委員児童委員
青少年育成委員会連合会	佐藤 妙子	第12地区青少年育成委員会会長
区立小学校校長	比金 敏彦	豊島区立千早小学校校長
区立中学校校長	八尋 崇	豊島区立西池袋中学校校長
区立小学校PTA	飯塚 昇	豊島区立南池袋小学校PTA会長
区立中学校PTA	上野 大典	豊島区立西池袋中学校PTA会長
公募委員	北條 直子	公募区民
公募委員	大伍 将史	公募区民

委嘱期間 : 令和6年4月1日～令和8年3月31日 (2年間)

資料1	令和6年5月30日
	第4期第1回 豊島区子どもの権利委員会

第4期豊島区子どもの権利委員会 区理事者

令和6年4月1日時点

役職（肩書）	氏名
子ども家庭部長	活田 啓文
児童相談所長	奥田 晃久
教育部長	兒玉 辰哉
子ども家庭部子ども若者課長	小椋 瑞穂
子ども家庭部子育て支援課長	安達 絵美子
子ども家庭部児童相談課長	尾崎 勝也
子ども家庭部子ども家庭支援センター長	山本 りか
子ども家庭部保育課長	渡邊 明日香
教育部庶務課長	岩間 文仁
教育部指導課長	丸山 順子
教育部放課後対策課長	村山 康介
教育部教育センター所長	木田 義仁

6 豊子子発第211号

令和6年5月30日

豊島区子どもの権利委員会会長 様

豊島区長 高際 みゆき

豊島区子ども・若者総合計画と一体として進めている「豊島区子どもの権利に関する条例に基づく推進計画」の改定に係る諮問について

豊島区子ども・若者総合計画と一体として進めている「豊島区子どもの権利に関する条例に基づく推進計画」の改定について、貴委員会において専門的かつ幅広い見地からご検討いただきたく、豊島区子どもの権利に関する条例第32条の規定に基づき諮問いたします。

「豊島区子どもの権利委員会」の位置づけについて

1. 「豊島区子どもの権利委員会」の設置目的

◎ 豊島区子どもの権利に関する条例に基づく計画及び施策を検証すること

職務① 区長の諮問を受け、子どもの権利保障の状況等について調査・審議すること

職務② 調査・審議の結果を区長に答申し、制度の改善等を提言すること

2. 「豊島区子ども・若者総合計画」について

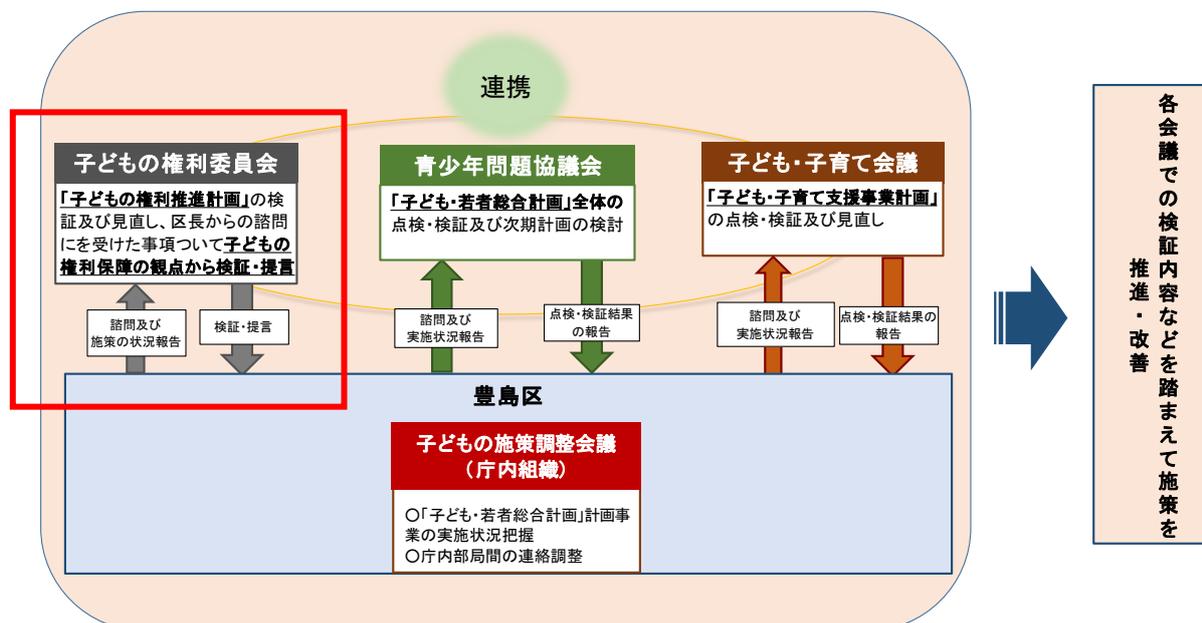
令和2年3月に「豊島区子ども・若者総合計画」（令和2～6年度）を策定。本計画は、子ども・若者、子育て施策を推進するための総合計画として、以下の法令に基づく市区町村計画として位置付けるものである。

＜関連法令における「豊島区子ども・若者総合計画」の位置付け＞

- ① 「次世代育成支援対策推進法」第7条に基づく行動計画
- ② 「子ども・子育て支援法」第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画
- ③ 「子ども・若者育成支援推進法」第9条に基づく子ども・若者計画
- ④ 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条に基づく子どもの貧困対策計画
- ⑤ 「豊島区子どもの権利に関する条例」第30条に基づく子どもの権利推進計画

計画の検証・推進にあたっては、複数の会議体において各所掌事項について検証し、その結果を踏まえて区が施策を推進する。「豊島区子どもの権利委員会」は、子どもの権利推進計画について、子どもの権利保障の観点から検証・提言を行う。

■ 計画の推進体制のイメージ図



第4期豊島区子どもの権利委員会の審議内容及び運営について

1. 区長からの諮問

- 豊島区子ども・若者総合計画と一体として進めている「豊島区子どもの権利に関する条例に基づく推進計画」の改定について、専門的かつ幅広い見地からの検討。

2. 主な審議事項

- 令和6年度:「豊島区子どもの権利に関する条例に基づく推進計画」改定に係る検討
- 令和7年度:新たに策定された「豊島区子どもの権利に関する条例に基づく推進計画」の評価・検証等について

3. スケジュール（予定）

年度 (令和)	年月	第4期 豊島区子どもの権利委員会	
		回数	主な議題（案）
6	R6年5月	第1回	○会長・副会長選出 ○区長からの諮問 ○第4期の運営について ○施策の体系案の検討
	7月	第2回	○施策の体系案の検討 ○計画案の検討
	8月	第3回	○計画案の検討 ○子どもの権利保障に関する施策の検証
	9月	第4回	○計画案の検討 ○子どもの権利保障に関する施策の検証
	R7年1月	第5回	○答申案の検討 ○子どもの権利保障に関する施策の検証
	R7年3月	第6回	○答申の提出
7	6月	第7回	○区長からの諮問 ○子どもの権利保障に関する施策の検証について
	9月	第8回	○子どもの権利保障に関する施策の検証について
	12月	第9回	○答申案の検討
	R8年3月	第10回	○答申の提出

※主な議題以外にも、報告・審議すべき案件がある場合には、随時議題に追加する。

【参考】

第3期豊島区子どもの権利委員会の審議内容及び運営について

1. 区長からの諮問

○豊島区子ども・若者総合計画と一体として進めている「豊島区子どもの権利に関する条例に基づく推進計画」の改定について、専門的かつ幅広い見地からの検討。

2. 主な審議事項

○令和4年度：「豊島区子どもの権利に関する条例に基づく推進計画」の子どもの権利保障に関する施策の検証。

○令和5年度：「豊島区子どもの権利に関する条例に基づく推進計画」改定に向けた区民意識・意向アンケート調査項目の検討、答申の作成。

3. スケジュール

年度 (令和)	年月	第3期 豊島区子どもの権利委員会	
		回数	主な議題
4	R4年6月	第1回	○会長、副会長選出 ○区長からの諮問、第3期の運営等について
	9月	第2回	○子どもの権利保障に関する施策の現状確認
	12月	第3回	○子どもの権利保障に関する施策の検証
	R5年3月	第4回	○子どもの権利保障に関する施策の検証
5	7月	第5回	○「豊島区子どもの権利に関する条例に基づく推進計画」改定に向けた審議（区民意識・意向アンケート調査に向けた調査項目の検討等）
	9月	第6回	○「豊島区子どもの権利に関する条例に基づく推進計画」改定に向けた審議（区民意識・意向アンケート調査に向けた調査項目の検討等）
	R6年2月	第7回	○答申案の検討・確認
	R6年3月	第8回	○答申の提出

次期計画策定に向け、第3期子どもの権利委員会から出た主な意見

第3期豊島区子どもの権利委員会にて「子どもの権利保障に関する施策の検証」及び「区民意識・意向アンケート調査結果」を踏まえ、次期計画策定の際の課題・検討事項として以下のような意見をいただいた。

(1) 子どもの権利に関する理解促進

- ①子どもの権利の普及・啓発には、子どもに効果的に伝わる方法による周知を検討する必要がある。アニメーションや映像などの方法も検討すること。
- ②保護者や先生への周知方法として、学校が実施する道徳授業や公開講座など、学校と連携した啓発の機会を検討すること。

(2) 子どもの意見表明・参加の推進について

- ①「意見表明」は言葉が出せる人だけではなく、意見が言いたくても言える状況にない、または言葉以外の方法で自分の意見を表現していることもあることに気づき、受け止め、その意見を尊重すること。意見が通ることが目的ではなく、自分の意見に気づいて受け止めてもらえ、自分の存在が認められ、互いに理解しあえる環境の構築を図ること。
- ②学校のルールづくりなどに子どもたちが主体性を持って取り組み、認められる環境づくりを充実させ、子どもたちの思いや考えを表出させる場所づくりをすること。
- ③子どもの参加促進とあるが、子どもは「参加しないといけないのか」という義務感を感じることもある。そうならないように「参加の支援」という形の方が子どもに寄り添った表現になるのでは。
- ④意見表明権よりも「ヒア・バイ・ライト」といって、「意見を聞いてもらえる権利」という言葉もあり、その方が良いかと思う。意見を言わないことも子どもの権利であり、意見を言いたいときには言えるという機会を確保するということの観点がもう少し出てきてほしい。
- ⑤「意見を聞いてもらえる」だけではなく、「その意見が反映、実現されたか」ということも重要であるので、そのような現状がわかる指標が示せると良い。

(3) 子どもの居場所・活動の充実

- ①小・中学校ともに課題となっている不登校の問題がある。遊び場だけでなく、不登校の子のための居場所づくりを検討すること。

(4) 子どもの権利侵害の防止及び相談・救済について

- ①コロナ過で子どもの相談のあり方も変化している。子どもを取り巻く環境の変化に迅速に対応する体制をつくること。
- ②権利相談室とアシスとしまの連携により豊島区独自の権利擁護の取組体制を見えるようにすること
- ③権利相談室において、アウトリーチ型の相談や連携方法の整備を深めること。メディアの活用法の変化を都度取り入れ、相談室の運営体制に反映させること。

(5) 子どもの権利推進全体について

- ①子どもの権利に対する大人の意識として、権利を主張することがわがままになるという考えが未だに根強くあるが、「子どもの権利」はわがままではなく人として生きていくうえで非常に大切であるというメッセージを計画の中で伝えていくこと。
- ②孤立してどこもつながらないことが人権侵害の極みで、逆につながっていることで救われているというケースもある。孤立せずに地域や社会とつながることが子どもの権利であるという視点を取り入れた計画とすること。
- ③事業の評価のときに、数値や開催回も大事であるが、数字だけでなく子どもたちのプラス面で変化や様子を大人がキャッチし評価に反映できると良い。
- ④外国籍の親子が豊島区でも増えているが、外国籍の子どもへ向けた事業の項目がないので、次期計画で取り上げていく必要があるのではないかと思う。

子ども・若者総合計画改定スケジュール

【令和6年3月～令和7年3月】

月		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
計画案改定全体予定				計画の骨子案の作成・検討	計画の体系案の検討		掲載予定事業調査		掲載予定の重点事業決定		小・中学生意見聴取 若者意見聴取 パブリックコメント	子ども用概要版作成		子ども・若者総合計画の印刷	
	青少年問題協議会定例会(全体会)	5年度第3回 ◆アンケート調査		6年度第1回 ◆骨子案の検討				6年度第2回 ◆素案の検討		6年度第3回 ◆素案の確定					
	青少年問題協議会専門委員会	5年度第5回 ◆実施状況報告		6年度第1回 ◆骨子案の検討	6年度第2回 ◆体系案の検討		6年度第3回 ◆5年度実施状況の検証 ◆計画案の検討		6年度第4回 ◆5年度実施状況の検証 ◆計画案の検討			6年度第5回 ◆5年度実施状況報告書の確認 ◆答申案の検討	6年度第6回 ◆答申案の確認		
	子どもの権利委員会	5年度第4回 ◆答申		6年度第1回(諮問) ◆子どもの権利推進計画の改定について	6年度第2回 ◆体系案の検討	6年度第3回 ◆5年度実施状況の検証 ◆計画案の検討	6年度第4回 ◆5年度実施状況の検証 ◆計画案の検討	6年度第5回 ◆5年度実施状況の検証							
	子ども・子育て会議	5年度第2回 ◆実施状況と今		6年度第1回(諮問) ◆子ども子育て支援事業計画の改定			6年度第2回 ◆子ども子育て支援事業計画の検討	6年度第3回 ◆素案の検討							
審議会の開催予定	子ども・子育て会議専門委員会			事前検討会 ◆区の保育園の現状について	第1回	第2回	第3回 中間とりまとめ		第4回、第5回						
	関係する計画の改定	基本構想・基本計画	○基本構想(体系案)	○基本構想(素案) ○基本計画(骨子)		○基本計画(施策案を4回に分けて検		○基本計画(計画の施策について)		○基本計画(素案)	○基本構想(計画案)	パブリックコメント	○基本構想・基本計画(答申)		
	教育大綱・教育ビジョン		第5回検討委員会	第6回検討委員会 ○アンケート結果、教育大綱素案の反映検		教育大綱 パブリックコメント	第7回検討委員会 ○大綱・子どもの意見反映の素案策定		第8回検討委員会 ○教育ビジョン素案策定		教育ビジョン パブリックコメント	第9回検討委員会 ○教育ビジョン(答			
議会	議会								第4回定例会・パブコメの実施						

答申

《区民調査スケジュールの凡例》

- : 区が実施するところ
- : 区民調査
- : 委員に検討いただくところ
- : 区民からの意見募集



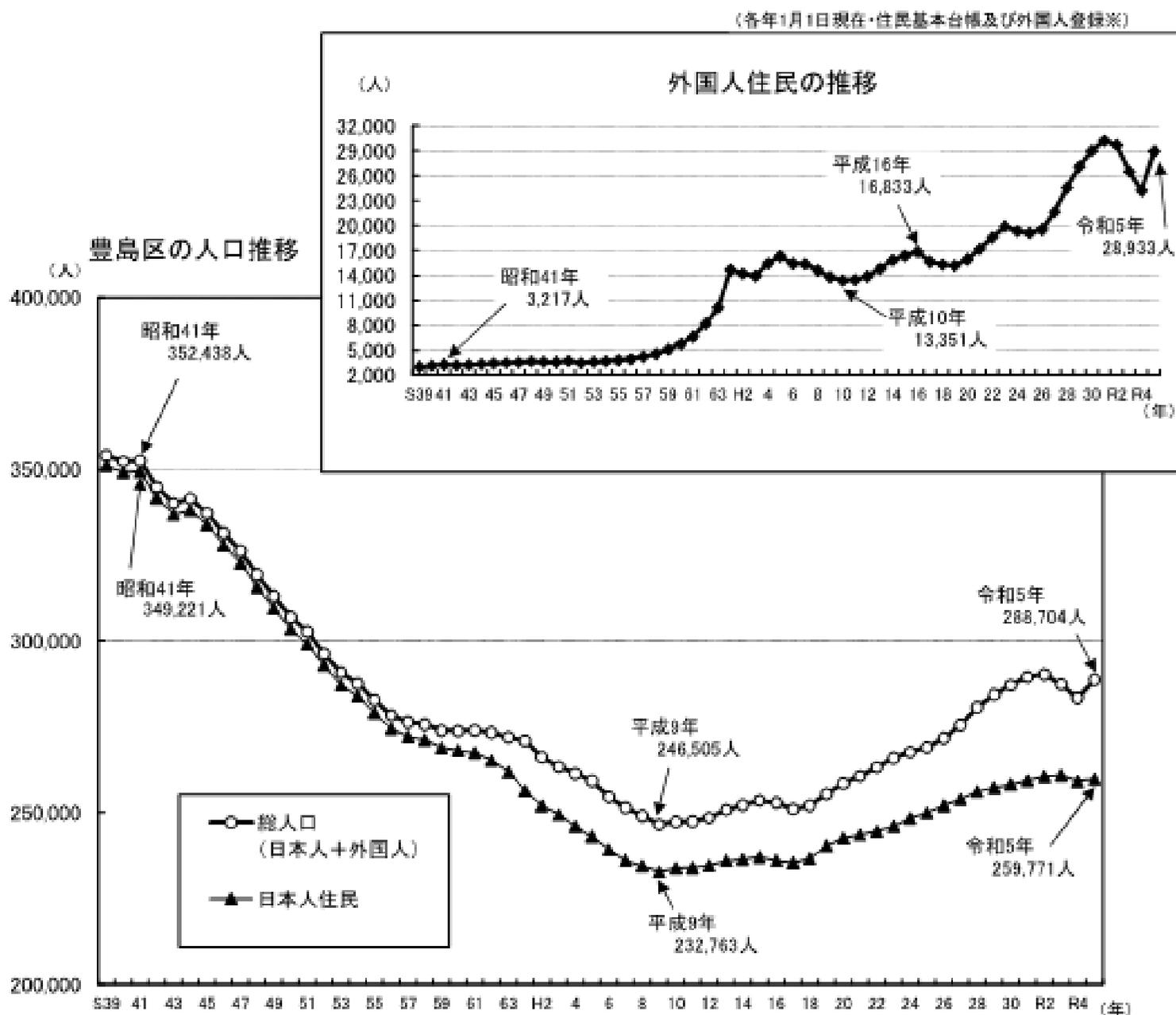
子どもの権利に関する 区の取り組みについて



豊島区の概要

I 人口	292,339名（令和6年4月1日現在）
II 18歳未満人口	30,784名（令和6年4月1日現在）
III 面積	13.01 km ²
IV 自治体の概要	<p>東京都の区部北西部に位置する特別区。都内有数の繁華街の一つである池袋を擁し、新宿や渋谷と並ぶ東京の三大副都心として発展しつつ、マンガ・アニメの聖地と言われる文化的側面や、8つの大学を構える文教エリア等、様々な表情をもつ。</p> <p>また、2014年には日本創成会議が公表した報告で、東京23区で唯一「消滅可能性都市」と指摘され、区は緊急対策本部を設置し「子どもと女性にやさしいまちづくり」を推進してきた。保育所の整備を進め、待機児童は2020年度からゼロが続いており、2022年版「共働き子育てしやすい街ランキング」で総合編1位に選ばれている。</p> <p>さらには、公園を核とした取り組みで東京23区の自治体で初めて「SDGs未来都市」に選定、加えて「自治体SDGsモデル事業」にダブル選定されるなど、まちづくりを推進している。</p>

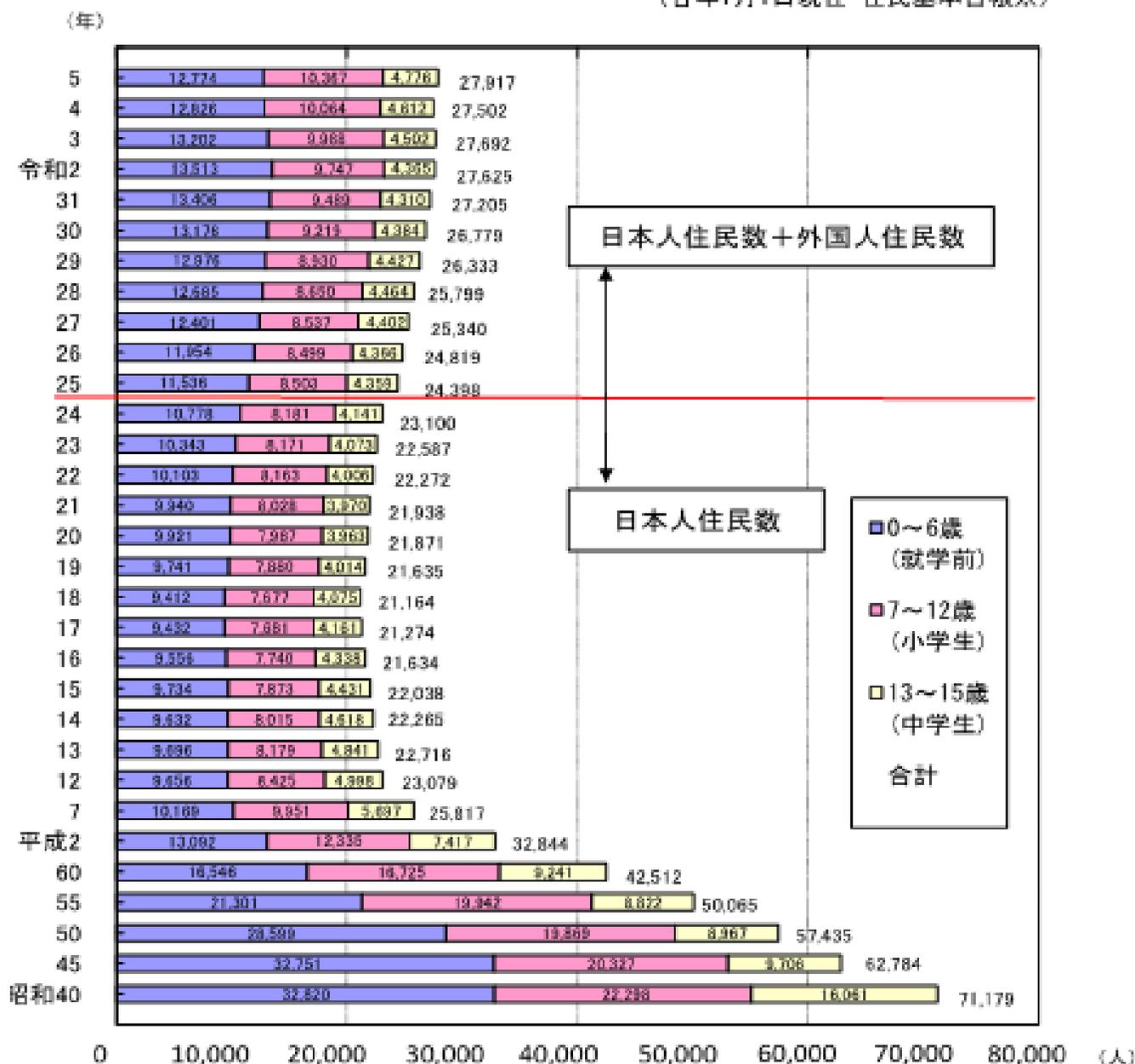
豊島区の人口の推移



※外国人住民数について、平成24年以前は外国人登録者数を、住民基本台帳法の改正(H24.7)以降は住民基本台帳による外国人住民数を用いている。

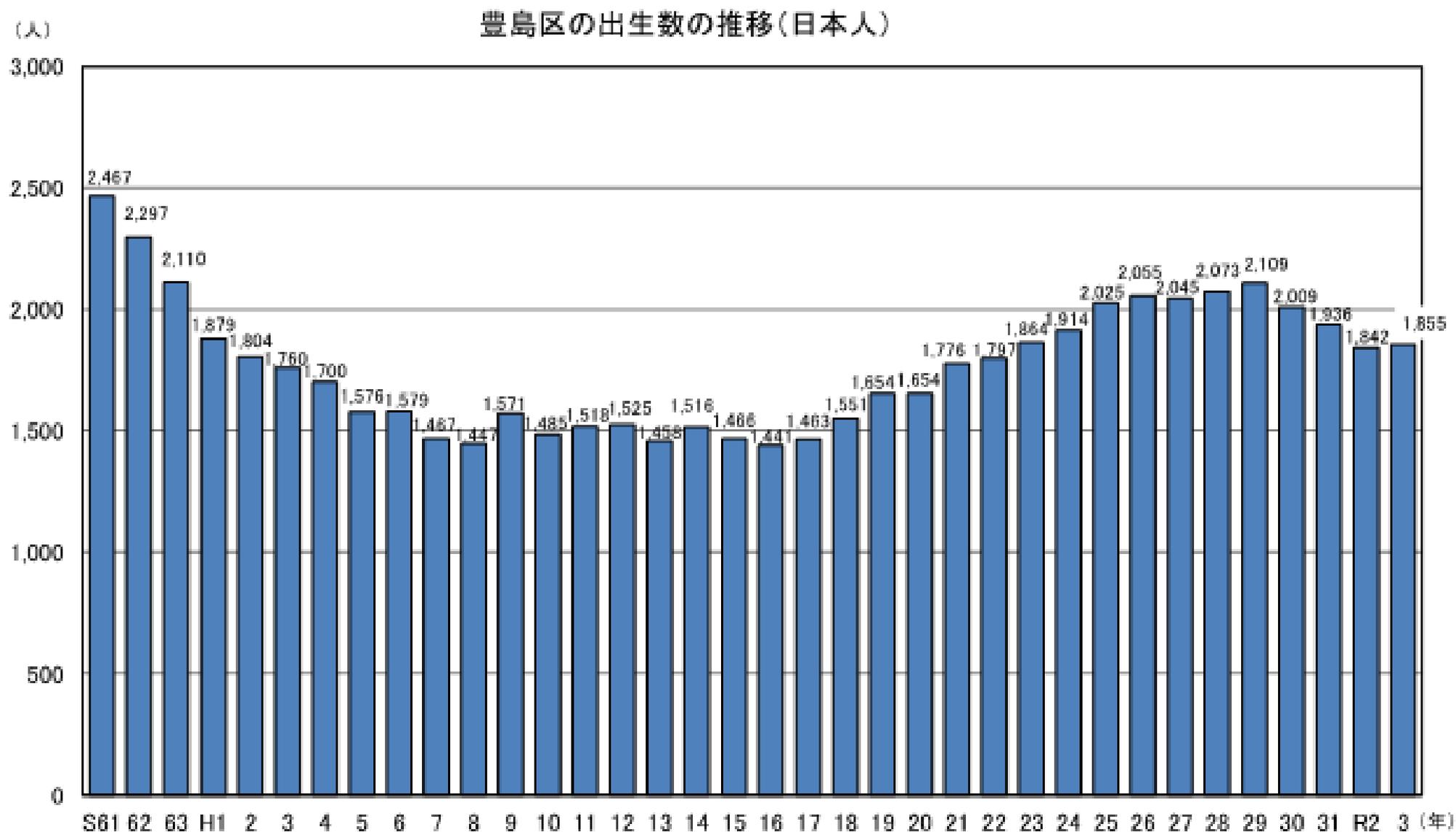
豊島区の0歳～15歳人口の推移

(各年1月1日現在・住民基本台帳※)



※住民基本台帳法の改正(H24.7)により、平成25年以降外国人住民数が含まれている。 出典: 企画課作成資料

豊島区の出生数の推移



※合計特殊出生率の算出には日本人人口を用いている。
出典:厚生労働省「令和3年(2021)人口動態統計(確定数)の概況」
東京都福祉保健局「人口動態統計年報(確定数)令和3年」

●●● 豊島区の子どもの権利施策の歩み(条例制定・取組施行)

新たな区政運営の柱のひとつ

笑顔で元気な “ としまっ子 ” が育つまち！

令和5(2023)年 9月

● 「としま子どもの権利相談室」
開設

令和3(2021)年 3月

● 子どもの権利委員会が「豊島区における
子どもの権利擁護施策」について答申

令和2(2020)年

● 「としま子ども会議」実施(条例第20条)

平成30(2018)年 3月

● 「豊島区子どもの権利委員会」設置(条例第31条)

平成22(2010)年 1月

● 「豊島区子どもの権利擁護委員」設置(条例第22条)

平成18(2006)年 3月

● 「豊島区子どもの権利に関する条例」制定

平成15(2003)年 2月

● 豊島区青少年問題協議会が、権利の主体としての青少年の成長を
支援する方策として、「子どもの権利条例」の制定が最重要課題と答申

平成13(2001)年 3月

● 豊島区青少年問題協議会が、青少年の参加・参画を推進する最重要課題として、
「子どもの権利擁護の仕組みづくり」を答申

全国で
10番目！

SDGs未来都市としま



豊島区は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。



条例の概要－条例の構成

第1章

- ・ 総則

第2章

- ・ 子どもの権利の普及
(広報・啓発)

第3章

- ・ 大切な子どもの権利
(子どもの権利の内容を例示)

第4章

- ・ 子どもの権利保障
(区による保障、家庭・施設・地域における保障)

第5章

- ・ 子どもの参加
(施設や地域における子どもの参加推進)

第6章

- ・ 子どもの権利侵害からの救済・回復
(子どもの権利擁護委員)

第7章

- ・ 子どもの権利施策の推進
(推進計画や権利委員会など)

第8章

- ・ 雑則

大切な子どもの権利（1） — 条例第3章

計画の目標Ⅰに資する部分

この条例では、子ども一人ひとりが持っている権利を「大切な子どもの権利」として保障しています。
条例では以下のような権利を挙げています。

安心して
生きること



個性が
尊重されること



自分で
決めること



思いを
伝えること



かけがえのない
時を過ごすこと



社会の中で
育つこと



支援を
求めること



大切な子どもの権利（２）

安心して 生きること

子どもは、愛情と理解をもって育まれ、差別を受けずに安心・安全に生活することができます。周りの人は、虐待や体罰、いじめなどで子どもの心やからだを傷つけてはいけません。



個性が尊重 されること

子どもは、一人ひとりの違いが認められ、それぞれの自分らしさを大切にしながら成長することができます。また、人に知られたくないこと秘密が守られ、大人と同じようにプライバシーが尊重されます。



自分で 決めること

子どもは、自分の成長に合わせて、おとなからアドバイスを受けるなどして自分のことを決めることができます。自分のことを決めるときに必要な情報について、大人から分かりやすく説明してもらうこともできます。



思いを 伝えること

子どもは、自分の思っていることや考えたことを人に伝えることができます。また、家や学校などで何かを決めるときに意見をおとなに言うことができます。その意見は「子どもだから」と軽く扱われることはありません。



大切な子どもの権利（3）

かけがえのない
時を過ごすこと

子どもは、自分の成長に合わせて遊んだり、学んだり、休んだりして自由に過ごすことができます。
その中で、生活習慣を学んだり、いろいろな文化や芸術、スポーツに触れることで、自分らしく成長することができます。



社会の中で
育つこと

子どもは大切な地域の一員です。おとなから地域のルールや地域での役割を教わるなどして、地域活動に参加することができます。
また、地域の文化や伝統を学び、自分の育つ地域をよりよく知ることができます。



支援を
求めること

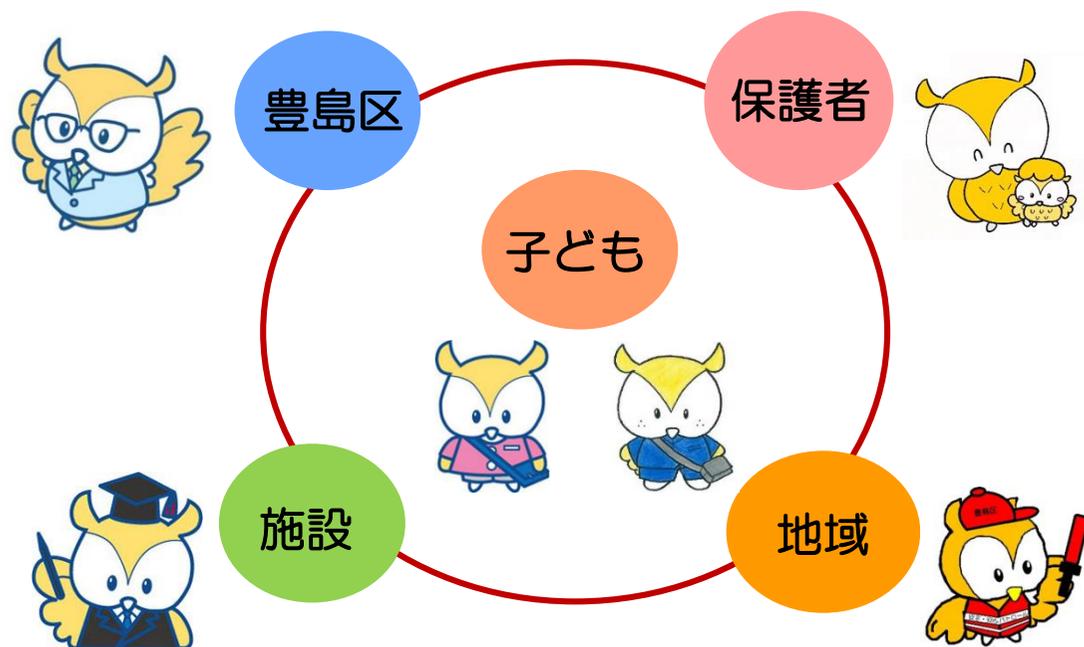
子どもは、自分が不安に思うことや困っていることを周りの人に聞いてもらい、相談することができます。
虐待や体罰、いじめなどで自分の心やからだに傷つけられそうなときには、周りのおとなに助けを求めることができます。



子どもに関わる大人の役割（１）－条例第4章

おとなには、子どもを深い愛情のもとに健やかに育てる責任があります。そのために、おとなは、家庭、学校及び地域の中でお互いに手を携え、協力しながら、子どもの限りない力を信じて最善の努力をします。

～条例前文より～



この条例では、子どもに関わる大人について、それぞれの立場から役割を規定しています。

子どもに関わる大人それぞれが、「子どもにとって一番良いことは何だろう」と考えて、子どもの思っていることを聴きながら行動することが大切です。

子どもに関わる大人の役割（２）

- 子どもも一人ひとり思いややりたいことなどがあります。地域などで子どもと関わる時は、まず子どもの思っていることをゆっくり聞くことが大切です。
- ついおとながよかれと思って手を出してしまうこと、口を出してしまうことも子どもにとっては良いことでない場合もあります。子どもは失敗から学ぶこともあり、それが子どもの良い経験にもなります。
- もちろん、すべて子どもの意見を取り入れるということではありません。危ない時や、他の誰かを傷つけてしまいそうなどきは、おとなの支えが必要です。

⇒ 周りのおとなの大切な役割は
子どもとじっくり対話して、子どもの思いを聴くこと

条例に基づく取り組み

(1) 普及・啓発【第4条】 一条例第2章

第4条 区は、子どもとおとなが子どもの権利の重要性を知り、よりよく理解するために、次に掲げる子どもの権利の普及に取り組みます。

- (1) この条例に定められた子どもの権利の周知や学習の機会を設けること。
- (2) 地域や子どもにかかわる施設との連携・協働の下に、子どもの権利に関する取り組みを推進するため、としま子ども月間を設けること。
- (3) 児童虐待に係る通告について、地域や子どもにかかわる施設と連携して広報及び啓発活動を行うこと。

①秋のこどもまんなか月間(としま子ども月間)

- ・毎年度11月を「秋のこどもまんなか月間」とし、区内各地で子どもの行事を実施

②パンフレット作成(区立小中学校や子どもに関わる施設に配付)

- ・一般用パンフレット(令和元年度) ・周知用マンガパンフレット(令和3年度)
- ・小学4～6年生学習用パンフレット(令和2年度)

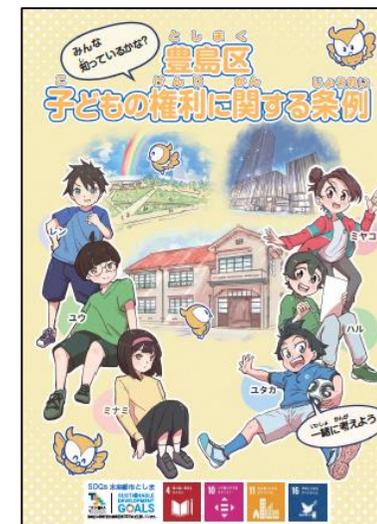
③出前講座・講演会の実施

- ・区内で活動するグループ・団体等を対象に行う出前講座のメニューに登録。
- ・パネル展を実施

④学校における「子どもの権利」学習プログラムの実施(令和3年度～)

- ・子どもの権利出張講座 ・CAPワークショップ

■条例パンフレット



■子どもの権利出張講座

条例に基づく取り組み 一条例第5章

(2) 子どもの参加【第19条】・子どもの社会参加及び子ども会議開催【第20条】

第19条 子どもは、社会性を培い、子どもの権利を実生活に生かすために、家庭、子どもにかかわる施設又は地域に対して、権利の主体として参加することが保障されます。

第20条第4項 区は、次代を担う子どもの意見を区政に反映するよう努め、子どもの意見を聴き、話し合う場として、としま子ども会議を開催しなければなりません。

①子どもの参加推進事業

・「としま子ども会議」(令和2(2020)年度から実施)

これまでは、子どもたちが自分自身で調べたいことを見つけ意見を発表していましたが、令和5年度は子どもの意見を施策に反映させるため、庁内で募集した内容をテーマとしています。

②子ども地域活動支援事業

中高生センタージャンプの利用者に対して、保育園での子育て体験や高齢者施設での介護体験などのボランティアの機会を提供し、地域活動の参加促進を支援

「としま子ども会議」



会議中の様子



意見発表中の様子

条例に基づく取り組み 一条例第4・5章

(3) 子どもの遊び・居場所【第14・21条】

第14条 区は、子どもの権利を保障するために、次に掲げる環境等を整備し、充実させなければなりません。

- (3) 安心して休み、遊び又は学べる環境
- (4) 住民自治の担い手となるための教育や環境教育の機会
- (5) 文化や芸術の担い手となるような機会

プレーパーク

- 区立公園を利用し、原則毎日実施
- 公園や保育園等出張プレーパークも実施



<公園内の常設プレーパーク>



<保育園で出張プレーパーク>

条例に基づく取り組み

(3) 子どもの遊び・居場所 その2【第14・21条】

第21条 施設関係者は、子どもが育ち、遊び又は学ぶ存在であることを認識して、子どもの自主的な活動を支援しなければなりません。

2 施設関係者は、施設運営等に関して子どもの意見を聴き、話し合いの場を設けるよう努めなければなりません。

3 施設関係者は、参加及び参画の結果について、子どもに理解を得られる方法で説明するよう努めなければなりません。

小学生の居場所

●全22小学校で実施



中高生センタージャンプ



中高生の居場所

●区内2カ所で実施

条例に基づく取り組み ー 条例第4章

(4) 児童虐待の防止【第15条】

① 児童虐待防止ネットワーク

- ネットワーク構成機関の拡大
- スーパーバイズ機能の強化
- 虐待防止街頭キャンペーン
- ネットワーク研修
- 養育家庭体験発表会
- 区民講演会

② アウトリーチによる相談事業

- 子育て訪問支援事業
- 1歳のバースデイ訪問相談事業
- ゆりかごとしま事業

③ ひとり親家庭支援センター

ひとり親家庭の専門相談員による総合相談窓口を
平成30(2018)年7月に開設

④ 児童相談所設置

令和5(2023)年2月に開設

第15条 区は、子どもの深刻な権利侵害である児童虐待の防止等のために、次に掲げる体制を整備しなければなりません。

- (1) 児童虐待の予防及び早期発見のための体制
- (2) 児童虐待を受けた子どもの迅速かつ適切な保護及び自立の支援のための体制
- (3) 児童虐待にかかわった保護者に対する適切な指導及び支援のための体制
- (4) 児童虐待防止に向けた、区と関係機関、民間団体等との連携の強化及び支援のための体制
- (5) 児童虐待防止に向けた、子どもや保護者に対する教育及び啓発のための体制

条例に基づく取り組み 一条例第4章

(5) 子どもからの相談 その1【第14条】

第14条 区は、子どもの権利を保障するために、次に掲げる環境等を整備し、充実させなければなりません。

(6) 相談や援助の仕組み

アシスとしま、 ジャンプ による相談事業

子どもや若者のあらゆる相談を、来所・電話・メール・訪問等で受け付けている。
令和3年8月から「アシスとおはなし」が始動

子ども相談専用 なやミフリーダイヤルによる電話相談

18歳までの子どもからの相談を、専用のフリーダイヤルにて受け付けている。

ヤングケアラーの 常設相談窓口

家庭内の問題として見えづらいヤングケアラーを早期に発見し適切に支援していくための相談窓口。
令和5年4月に開設。

教育センター 電話相談

学校生活に関することや、いじめに関すること等成長に伴って生じる様々な心配や悩みについて相談を受け付けている。

○アシスとおはなしのアイコン



○子どものための相談カード



子ども家庭支援センターでは、0歳～18歳の子どものとその家族のあらゆる相談を面接、電話、Eメールなどで受け付けています。

条例に基づく取り組み

(6) 子どもの権利擁護委員 その1【第22～28条】

第22条 区は、子どもの権利侵害について、迅速かつ適切に対応し、救済を図り、回復を支援するために、区長の附属機関として、豊島区子どもの権利擁護委員を設けます。

2 擁護委員は、3人以内とし、子どもの権利に理解のある幅広い年齢層にある者から、区長が委嘱します。

3 擁護委員の任期は、2年とし、再任することができます。

子どもの権利擁護委員：現3名（弁護士2名、大学教員1名）

＜子どもの権利擁護委員の職務＞【第23条】

・子どもの権利侵害について相談に応じ、子どもの権利の救済及び回復のための助言や支援すること。

・子どもの権利侵害に関する救済の申立てを受け、必要な調査や関係者間の調整すること。

・必要と認めるときに、是正要請をすること。

＜としま子どもの権利相談室の開設 R5年.9月＞

・対面、電話、メール、手紙、FAXで相談を受付。

・相談内容に権利侵害がある場合は、子どもの権利擁護委員につなげ、迅速かつ適切な救済を図る。

＜子どもの権利擁護委員による中高生センターを訪問＞ ※月2回



条例に基づく取り組み 一条例第4章

(6) 子どもの権利擁護委員 その2【第22～28条】

としま子どもの権利相談室の開設（令和5年9月開設）

第三者機関の相談窓口として、
中立性及び独立性を担保

豊島区児童相談所
(一時保護所入所児童)

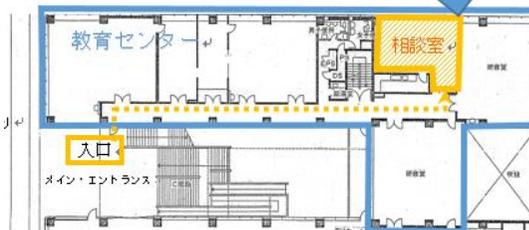


児童相談所
出張相談

相談を“待つ”のではなく、アウトリーチしながら子どもの声やSOSをキャッチしていく

【拠点施設】

- ①千登世橋教育文化センター1階
教育センター内
(豊島区雑司が谷3-1-7)
- ②面積：66.43㎡



としま子ども権利相談室

区の附属機関(第三者機関)

子どもの権利擁護委員
(3名)



子どもの権利相談員

(3名)



相談

対応

子ども

各関係機関
保護者など
子どもに関わる大人

権利擁護
委員を補佐

→ 子どもへアウトリーチ

→ ケースに応じて相談

区立小・中学校

- 子どもスキップへの巡回・出張相談
- 区立小・中学校での子どもの権利学習プログラムの実施

中高生センタージャンプ
(2施設)

定期巡回・出張相談

Point !

- 地位の**中立性及び独立性**が担保された、公的な第三者機関
- 子どもの権利侵害に関し、必要に応じて**是正要請**をすることができる

【概要】

(1) 相談対象者

区内在住、在学、在勤の概ね18歳未満の子ども
※子どもの権利侵害に関わる相談であれば、大人からの相談も可

(2) 相談の受付方法

電話、メール、手紙、FAX、対面

(3) 相談室の利用日・利用時間

火曜日～金曜日 10時00分～17時45分(祝日、年末年始を除く)

※今後、土曜日にも相談できるようになる予定

条例に基づく取り組み

(7) 子どもの権利委員会【第31～36条】

第31条 区は、この条例に基づく計画及び施策を検証するために、区長の附属機関として豊島区子どもの権利委員会を設けます。

設置年月	平成30(2018)年3月
位置づけ	区長の附属機関
人数	10名以内
任期	2年間
職務内容	① 区長の諮問を受けて、子どもの権利保障の状況等について、調査及び審議すること ② 調査・審議の結果を区長に答申し、制度の改善等を提言すること

子どもの権利条例の視点で施策を検証し、総合的に実行、推進するため、平成30(2018)年3月に設置。

令和6年度は「豊島区子どもの権利に関する条例に基づく推進計画」の改定」について検討する。



令和5年度子どもの権利普及・啓発等の取組について

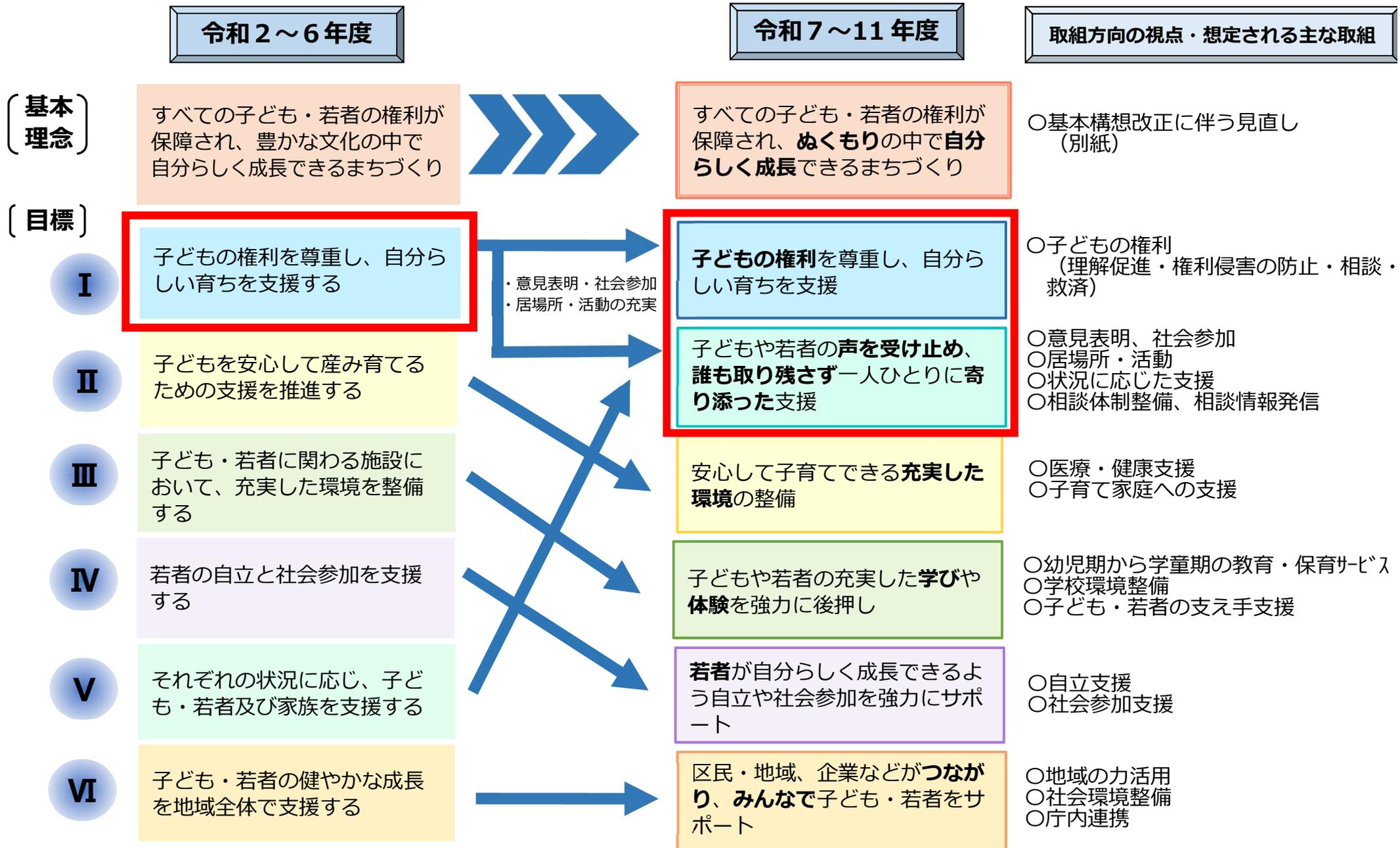
1. 令和5年度の取組

広報物等の配付等	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利に関する条例のパンフレット及び、小学4～6年生向け学習パンフレットを区立小・中学校の児童・生徒に配布しているタブレットに配信 ・としま子どもの権利相談室のパンフレットを区立小・中学生に配布
情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティアプリ「ピアッザ」、母子手帳アプリ「母子シモ」にマンガ版のパンフレットを配信 ・としまテレビで子どもの権利に関する条例と子どもの権利相談室をPR ・中央図書館の図書館展示にて、子どもの権利に関する書籍コーナーを設置 ・「広報としま」で子どもの権利に関する記事を掲載 ・庁舎内での展示による広報（「まるごとミュージアム」、「人権パネル展示」）
区立学校での取組	<ul style="list-style-type: none"> ・小学4～6年生向け学習パンフレットの活用 ・人権教育担当の教員（全小中学校）を対象とした研修会で「子どもの権利条例」について実施 ・若手教員育成研修（一年次）の人権教育研修の中で子どもの権利について実施 ・中堅教諭等資質向上研修の中で豊島区子どもの権利条例について実施
ワークショップ・講座等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・としま子ども会議の実施 ・としま子ども大学「区長とティータイム」の実施 ・区立保育園及び区立小学校でCAPワークショップを実施（保育園2園、小学校1校） ・区民団体等を対象とした、子どもの権利への理解を深めるための出前講座を実施（年間2回） ・区立小学校にて「子どもの権利」学習プログラムを実施（年間7校） ・区職員を対象とした「子どもの権利特別研修」及びe-ラーニングを実施 ・子どもにかかわる施設職員を対象とした子どもの権利への理解を深めるための研修の実施（年間2回） ※子ども若者課人材育成G「子ども研修」

2. 令和6年度の取組予定

<p>広報物等の配布</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利に関する条例のパンフレット及び、小学4～6年生向け学習パンフレットを区立小・中学校の児童・生徒に配布しているタブレットに配信 ・子どもの権利相談室のカードを区立小・中学生に配布
<p>情報発信</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中央図書館の図書館展示にて子どもの権利に関する書籍のコーナーを設置 ・「広報としま」へ子どもの権利に関する記事を掲載 ・「としま子ども月間」の際に庁舎内「まるごとミュージアム」にて出展 ・「としま子ども月間」の際に豊島区広報番組「としま情報スクエア」に出演し、子どもの権利を紹介 ・庁舎内で開催される「人権パネル展示」への出展
<p>区立学校での取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小学4～6年生向け学習パンフレットの活用 ・人権教育担当の教員（全小中学校）を対象とした研修会で豊島区子どもの権利条例について実施 ・若手教員育成研修（一年次）の中で子どもの権利について実施 ・中堅教諭等資質向上研修の中で豊島区子どもの権利条例について実施
<p>ワークショップ・講座等の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・としま子ども会議の実施 ・区立保育園でのCAPワークショップ実施 ・区民団体等を対象に子どもの権利への理解を深めるための出前講座を実施 ・学校における「子どもの権利」学習プログラムの実施 ・区職員を対象とした「子どもの権利特別研修」及びe-ラーニングを実施 ・子どもにかかわる施設職員を対象とした子どもの権利への理解を深めるための研修の実施 ※子ども若者課人材育成G「子ども研修」

「子ども・若者総合計画（令和7～11年度）」の施策体系について（案）



以下、参考

基本構想（素案イメージ）

目的

第3次基本構想の策定から20年が経過し、この間、地球規模での気候変動をはじめ、我が国では成熟社会としての歩みを進める中、少子高齢化が進展するなど、時代は大きな転換期を迎えています。

豊島区においても、転入転出の動向や世帯構成の変容に加え、将来人口など様々な変化を見極めながら、持続可能なまちを実現しなければなりません。

基本構想は、豊島区が「こうありたい」という将来のまちの姿を描き、その基本となる考え方や方向性を示す最高指針です。これまでの基本構想の精神を引継ぎながら、時代や区民ニーズの変化を的確に捉えつつ、将来の豊島区を取り巻く環境を見据えた、中長期的なまちづくりの羅針盤です。

ここに掲げる「理念」や「まちづくりの方向性」は、持続可能な都市として豊島区の新時代を切り拓く、未来につながり発展するための、区民や事業者をはじめ区に関わるすべての主体にとっての共通の指針となるものです。

期間

基本構想の期間は、令和7年4月から概ね**10年**とします。

理念

「理念」とは、基本構想全体を貫く、まちづくりの基本的な考え方や行動指針です。豊島区にかかわるすべての人と共有する「理念」として、以下の3つを掲げます。

(1) みんながつながり、みんなで作る

- これまでの豊島区の軌跡と、これからの歩みを「**つなぐ**」とともに、先人たちが築き上げてきた資産を継承し、発展させ、区の歴史と伝統を紡ぎます。
- 声なき声にも耳をすませ、子ども・女性・高齢者・障害のある人・外国人をはじめあらゆる人の声を受け止め、困っている人に声をかけあい、全ての声が「**つながる**」、誰一人取り残さないまちをつくりまします。
- 区民、地域社会、企業、団体などすべての主体が「**つながり**」、参画と協働による**みんなで作る**共創社会や未来に「**つながる**」持続発展するまちを目指します。

(2) だれもがいつでも主役

- だれもが**平和を享受し、年齢、ジェンダー、国籍、心身の状況、意見や価値観の違いなどの多様性を認め、尊重し合い、**区民一人ひとり**が幸せを感じ、あらゆるライフステージで活躍できる「**住みたい、住み続けたい、訪れたい**」まちを実現します。

(3) 「としまく」らしさがあふれる

- 特色のある地域が集積し、多彩な人々が集い、人の流れやまちの変化を柔軟に受け入れ、さらなる発展につなげる文化を育む、日本一の高密都市である**豊島区らしさ**を最大限に活かしながら、誰もが地域に愛着を持ち、誇れるまちとして首都東京を牽引しながら豊島区は力強く発展し続けます。

出典：第2回豊島区基本構想審議会
(令和6年3月18日)

まちづくりの方向性

8つの「まちづくりの方向性」

基本構想の実現に向けて

「めざすべきまちの姿」を実現するには、安定した財政を基盤に、限りある経営資源を最大限活用し、持続可能な行政経営を実現しなければなりません。デジタルガバメントの推進、情報発信の強化、組織を横断した事業展開、職員定数の適正化、公共施設のマネジメント等に取り組み、刻々と変化する地域課題や中長期的な課題にも対応可能な、柔軟かつ効率的な行政運営を目指します。

また、基本構想を実現するために、豊島区の計画体系の最上位に位置する区政運営の基本的指針となる「豊島区基本計画」と、基本計画に示した施策を具体的な事業に結び付け、実行するための年次計画を策定し、着実に施策や事業を推進します。

出典：第2回豊島区基本構想審議会
(令和6年3月18日)

(2025-2034) 基本構想の「まちづくりの方向性」(素案イメージ)

※  : 委員からの意見を反映したもの

1 共に支えあう安全・安心なまち
 ※「誰もが安全・安心に暮らせるまち」から名称変更

防災・減災 **治安対策** 地域コミュニティ 住環境



「治安対策」を新たに追加

2 ぬくもりのある子育てしやすいまち
 ※「切れ目のない支援で子育てしやすいまち」から名称変更

母子保健 子育て支援



3 子ども・若者が自分らしく成長できるまち
 ※「笑顔で元気な"としまっ子"が育つまち」から名称変更

教育 子どもの権利 **若者支援** 社会的養護



「若者支援」を新たに追加

4 多彩な文化と産業で賑わいにあふれるまち
 ※「"アート・カルチャー"が日常にあふれるまち」と「商店街を元気に！
 起業・創業を応援するまち」を統合し名称変更

文化振興 観光 商店街振興 産業振興

生涯学習・スポーツ



全ての施策に共通 (3つの理念)

参画協働・平和・人権・多様性の尊重・としまくらしさ等

「福祉」全般をまとめて柱とする

5 誰もが地域で共に暮らせる福祉のまち
 ※「シニアライフが輝くまち」から名称変更

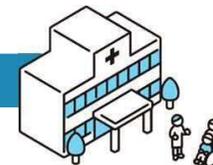
地域福祉 自立生活支援 権利擁護



「健康」と「衛生」をまとめて新たな柱とする

6 生涯にわたって健康で輝けるまち
 ※新設により新たに名称を作成

健康 地域医療 保健衛生



「健康」を別立てとする

7 地球にも人にもやさしい持続可能なまち

循環型社会 気候変動・脱炭素 生活環境保全



誰もが理解しやすい言葉を用いる

8 誰もが居心地の良い歩きたくなるまち
 ※「人が主役の"ウォーカブル"なまち」から名称変更

都市再生 地域整備 道路・交通 公園・緑地 景観



区政を推進するための区役所改革(構想の実現に向けて)

デジタル化・組織横断・施設マネジメント・定員管理の適正化等

出典：第2回豊島区基本構想審議会
 (令和6年3月18日)

まちづくりの方向性について

現在の基本計画の施策体系

【地域づくりの方向】

【政策】

【施策】

1 あらゆる主体が参画しながら
まちづくりを実現していくまち

(1) 地域力の向上に向けた参画と協働の推進

- ①地域における区民参画・協働の推進 (5)
- ②地域における活動・交流拠点の充実 (5)

👉 手段と目的が混在している

2 多様性を尊重し合えるまち

(1) 多文化共生の推進

- ①在在外国人の暮らしへの支援 (4)
- ②共生意識の醸成と交流の促進 (2)

(2) 平和と人権の尊重

- ①平和と人権意識の普及・啓発 (2)

(3) 男女共同参画社会の実現

- ①あらゆる分野における男女共同参画の推進 (4)
- ②女性が輝くまちの推進 (1)
- ③配偶者等暴力防止対策の充実 (1)

👉 全ての施策の土台となる項目である

3 すべての人が地域で共に生きて
いけるまち

(1) 地域福祉の推進

- ①福祉コミュニティの形成 (5)
- ②重層的・包括的なケア基盤の充実 (10)
- ③福祉サービスの質の向上と権利擁護の推進 (10)

(2) 地域における自立生活支援

- ①日常生活への支援 (23)
- ②就労支援の強化 (4)
- ③社会参加の促進 (7)
- ④健康づくり・介護予防の推進 (6)

(3) 健康な生活の維持・増進

- ①がん・生活習慣病対策等の推進 (5)
- ②こころと体の健康づくりの推進 (12)
- ③健康危機管理の強化 (8)
- ④地域医療体制の充実 (4)

👉 抽象的なため対象となる施策が分かりにくい

4 子どもを共に育むまち

(1) 子どもの自己形成・参加支援

- ①子どもの社会参加・参画の促進 (8)
- ②困難を有する子ども・若者やその家庭への支援 (10)
- ③虐待や暴力から子どもを守る取組の強化 (6)

(2) 子ども・子育て支援の充実

- ①地域の子育て支援の充実 (8)
- ②保育施設・保育サービスの充実 (7)

(3) 学校における教育

- ①確かな学力の育成 (5)
- ②豊かな心の育成 (3)
- ③健やかな体の育成 (2)
- ④一人一人を大切に教育の推進 (2)
- ⑤教師力の向上と魅力ある学校づくり (8)

(4) 家庭と地域の教育力の向上

- ①家庭教育の支援 (2)
- ②地域と学校の連携・協働の仕組みづくり (3)
- ③地域教育力との連携 (1)

(5) 生きる力の土台となる就学前教育の充実

- ①人格形成の基礎を培う教育・保育の提供 (2)

👉 カテゴリーの規模が大きい

【地域づくりの方向】

【政策】

👉 中庸的・評価等なし

【施策】

👉 大・小の施策が混在している

5 みどりのネットワークを形成する
環境のまち

(1) みどりの創造と保全

- ①みどりの活動拠点の創造・育成 (3)
- ②みどりのネットワークの形成 (3)

(2) 環境の保全

- ①脱炭素地域社会づくりの推進 (3)
- ②自然との共生の推進 (3)
- ③地域美化の推進 (7)
- ④都市公害の防止 (2)

(3) ごみ減量・清掃事業の推進

- ①3Rの推進 (5)
- ②安定的で適正なごみ処理の推進 (4)

6 人間優先の基盤が整備された、
安全・安心のまち

(1) 文化と魅力を備えたまちづくり

- ①地域の特性を生かした市街地の形成 (3)
- ②池袋副都心の再生 (7)
- ③活力ある地域拠点の再生 (4)
- ④居心地が良く歩きたくなる空間づくり (4)

(2) 魅力ある都市居住の場づくり

- ①安全・安心に住み続けられる住まいづくり (7)
- ②良質な住宅ストックの形成 (3)

(3) 魅力を支える交通環境づくり

- ①総合交通戦略の推進 (3)
- ②道路・橋梁の整備と維持保全 (5)
- ③自転車利用環境の充実 (5)

(4) 災害に強いまちづくり

- ①災害に強い都市空間の形成 (10)
- ②自助・共助の取組への支援 (3)
- ③被害軽減のための応急対応力向上 (4)

(5) 日常生活における安全・安心の強化

- ④無電柱化の推進 (1)
- ⑤総合治水対策の推進 (1)
- ①治安対策の推進 (7)
- ②交通安全対策の推進 (2)

👉 カテゴリーの規模が大きい

👉 施策の規模が小さい

7 魅力と活力にあふれる、にぎわいの
まち

(1) 産業振興による都市活力創出

- ①新たな価値を生み出すビジネス支援 (6)
- ②地域産業の活力創出 (7)
- ③権利と責任による消費者市民社会の形成 (2)

(2) 観光によるにぎわいの創出

- ①観光資源の発掘と活用 (11)
- ②魅力的な観光情報の発信強化 (4)
- ③交流都市との共生の推進 (4)
- ④多様な来街者の受入環境の整備 (5)

👉 カテゴリーの規模が小さい

8 伝統・文化と新たな息吹が融合する
魅力を世界に向けて発信するまち

(1) アート・カルチャーによるまちづくりの推進

- ①文化芸術の鑑賞・参加機会の創出 (12)
- ②地域文化・伝統文化の継承と発展 (8)

(2) 生涯学習・生涯スポーツの推進

- ①多様な学習活動の支援と学びの循環の創造
- ②スポーツ・レクリエーション活動の推進 (5)

👉 カテゴリーの規模が小さい

豊島区未来戦略推進プラン2024（案）

豊島区の目指すまちづくり＝「ひとが主役」 みんなでつくる“としまの未来”

区政の 基本姿勢 「3 つのつながる」

これまでの区政の継承・発展
**大事なものを大切に
 未来につなげる**



区政のさらなる発展

区政の中長期的テーマである、「文化を基軸としたまちづくり」「子どもと女性にやさしいまちづくり」「高齢者にやさしいまちづくり」「安全安心なまちづくり」を更に発展させ、未来につながる、持続発展するまちづくりに取り組みます。

子ども・若者・女性の
**声を受け止め
 声をつなげる**



子ども、若者、女性の声を大切に

新たに開始した「子どもレター」「区民による事業提案制度」「未来としまミーティング」をはじめ、子どもや若者、女性など、多くの区民の声を広く受け止め、区民目線の区政を展開します。

誰も取り残さない
**人・地域・企業が
 つながり 今日を超える**



誰も取り残さない区政

貧困、保健、教育、ジェンダー、多様性の尊重など、SDGsの実現に向けた施策を展開し、「誰も取り残さない」区政を目指します。

区内企業・団体・大学など、産官学連携を強化し、地域課題への対応とともに、活気あるまちづくりを目指します。

誰もが住みたくなる「8 つのまちづくり」

- 1 **誰もが安全・安心に暮らせるまち**
 防災 防犯 健康
- 2 **切れ目のない支援で子育てしやすいまち**
 妊娠中から出産時の支援 → 出産時から乳児期の支援 → 子育て期の支援
- 3 **笑顔で元気な“としまっ子”が育つまち**
 教育 遊び場 障害児・医療的ケア児 社会的養護等
- 4 **“アート・カルチャー”が日常にあふれるまち**
 文化・観光 学習・スポーツ
- 5 **シニアライフが輝くまち**
 暮らし 孤立防止 相談強化 事業者支援
- 6 **商店街を元気に！起業・創業を応援するまち**
 商店街 産業振興
- 7 **地球にも人にもやさしい持続可能なまち**
 脱炭素 地域美化 ごみ減量・清掃 都市公害
- 8 **人が主役の“ウォーカーブル”なまち**
 回遊性（ウォーカーブル） バリアフリー 公園

あらゆる「人」が主役のまちづくりにむけて 多様性・障害・生活困窮者 等

区政を推進するための区役所改革 デジタル化・公民連携・組織横断 等